

高等学校学習指導要領 配慮すべき事項(抜粋)

【第1章総則 第6款5(5)】

「各教科・科目の指導に当たっては、…学校や生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、教師の協力的な指導、生徒の学習内容の習熟の程度等に応じた弾力的な学級編成など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること。」

【第1章総則 第6款5(6)】

「学習の遅れがちな生徒、障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行い、生徒の実態に応じ、指導内容や指導方法を工夫すること。」

【第1章総則 第6款5(10)】

「生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること」

